

計算書類に関する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

貸借対照表日において、継続事業の前提に疑義を抱かせる事象等はない。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針
 - ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却方法
 - ・建物、構築物、車輛運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金
 - 賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金
 - 北海道民間社会福祉事業職員共済制度における退職金については、法人の負担する掛金相当額を退職給付引当金に計上している。
 - 上記に定めるもの以外の退職金については、期末要支給額（当該会計年後末に職員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項なし

4. 法人で採用する退職給付制度

北海道民間社会福祉事業職員共済制度及び独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しているほか、法人独自の退職給付制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では事業区分が一つのみであるため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では拠点区分が一つのみであるため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 名寄市社会福祉協議会拠点区分（社会福祉事業）
 - 「法人運営」
 - 「共同募金助成金」
 - 「地域支援」
 - 「多分野サロン」
 - 「受託」
 - 「訪問介護」
 - 「居宅介護支援」
 - 「デイサービス」
 - 「生活資金」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	2,000,000			2,000,000
合計	2,000,000	0	0	2,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

8. 担保に供している資産

該当事項なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	15,124,500	7,273,306	7,851,194
構築物	270,900	205,700	65,200
車両運搬具	1,683,400	1,683,398	2
器具及び備品	5,467,269	4,116,190	1,351,079
合計	22,546,069	13,278,594	9,267,475

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	21,468,138	0	21,468,138
合計	21,468,138	0	21,468,138

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

13. 重要な偶発債務

該当事項なし

14. 重要な後発事象

該当事項なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当事項なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

計算書類に関する注記（名寄市社会福祉協議会拠点区分）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針
 - ・満期保有目的の債権等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却方法
 - ・建物、構築物、車両運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金
賞与に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金
北海道民間社会福祉事業職員共済制度における退職金については、法人の負担する掛金相当額を退職給付引当金に計上している。
上記に定めるもの以外の退職金については、期末要支給額（当該会計年後末に職員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項なし

3. 採用する退職給付制度

北海道民間社会福祉事業職員共済制度及び独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しているほか、法人独自の退職給付制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 名寄市社会福祉協議会拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）
 - ア 法人運営
 - イ 共同募金助成金
 - ウ 地域支援
 - エ 多分野サロン
 - オ 受託
 - カ 訪問介護
 - キ 居宅介護支援
 - ク デイサービス
 - ケ 生活資金
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）
 - ア 法人運営
 - イ 共同募金助成金
 - ウ 地域支援
 - エ 多分野サロン
 - オ 受託
 - カ 訪問介護
 - キ 居宅介護支援
 - ク デイサービス
 - ケ 生活資金

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	2,000,000			2,000,000
合計	2,000,000	0	0	2,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

7. 担保に供している資産

該当事項なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	15,124,500	7,273,306	7,851,194
構築物	270,900	205,700	65,200
車両運搬具	1,683,400	1,683,398	2
器具及び備品	5,467,269	4,116,190	1,351,079
合計	22,546,069	13,278,594	9,267,475

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	21,468,138	0	21,468,138
合計	21,468,138	0	21,468,138

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

12. 重要な偶発債務

該当事項なし

13. 重要な後発事象

該当事項なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

以 上